

## 厚生労働委員会

### 委員一覧（25名）

委員長	国井 正幸	(自民)	斎藤 十朗	(自民)	柳田 稔	(民主)
理事	武見 敬三	(自民)	田浦 直	(自民)	山本 孝史	(民主)
理事	藤井 基之	(自民)	伊達 忠一	(自民)	風間 祥	(公明)
理事	辻 泰弘	(民主)	中原 爽	(自民)	井上 美代	(共産)
理事	森 ゆうこ	(民主)	南野 知恵子	(自民)	小池 晃	(共産)
理事	遠山 清彦	(公明)	富崎 秀樹	(自民)	福島 瑞穂	(社民)
	有村 治子	(自民)	浅尾 慶一郎	(民主)	西川 きよし	(無)
	金田 勝年	(自民)	朝日 俊弘	(民主)		
	佐々木 知子	(自民)	大脇 雅子	(民主)		

(16.3.11 現在)

### （1）審議概観

第159回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出11件（うち本院先議3件）、本院議員提出1件及び衆議院提出3件（厚生労働委員長提出2件、青少年問題に関する特別委員長提出1件）の合計15件であり、そのうち、内閣提出及び衆議院提出の合計14件を可決した。

また、本委員会付託の請願86種類1949件のうち、3種類124件を採択した。

#### 〔法律案の審査〕

**年 金** 急速な高齢化の進展等社会経済情勢の変化に対応した持続可能な制度を構築するとともに、多様な生き方・働き方への対応を図ることを目的として、年金制度改革関連3法案が提出された。国民年金法等の一部を改正する法律案は、基礎年金に対する国庫負担割合の引上げ、保険料水準の上限の設定及び給付水準の自動調整制度の導入、在職老齢年金制度の見直し、離婚時の厚生年金の分割制度の創設等を内容とするものである。なお、衆議院において、公的年金制度等の見直しに関する規定を附則に追加する修正が行われた。年金積立金管理運用独立行政法人法案は、年金資金運用基金が行ってきた厚生年金保険及び国民年金の積立金の管理及び運用について、専門性の徹底及び責任体制の明確化を一層図るため、新たに年金積立金管理運用独立行政法人を設立することを内容とするものである。高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案は、急速な高齢化の進展に対応し、高年齢者の安定した雇用の確保等を図るため、事業主に定年の引上げ、継続雇用制度の導入等を義務付けること等を内容とするものである。委員会においては、3法律案の審査が一括して行われ、年金制度における負担と給付の調整の在り方、公的年金制度の一元化に向けた今後の方向性、国民年金の未納及び厚生年金の空洞化への対応策、被保険者に対する適切な情報提供の必要性、年金積立金の現状と今後の運用方針、高年齢者の再就職支援の重要性等について、小泉内閣総理大臣にも出席を求め質疑が行われた。

また、横浜市に委員を派遣して地方公聴会が開催された。質疑終局・討論省略の動議によつて3法律案の質疑を終局し、3法律案はいずれも多数をもつて可決された。

年金関係では他に、平成16年度における特例措置として、公的年金等の額について、平成13年の年平均の消費者物価指数に対する平成15年の年平均の消費者物価指数の比率を基準として改定することを内容とする平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案が提出された。委員会においては、特例措置による財政影響、基礎年金の水準の考え方等について質疑が行われた。質疑終局の後、日本共産党より、平成16年度の公的年金等の額を平成15年度と同額に据え置くことを内容とする修正案が提出された。討論の後、修正案は否決され、本法律案は多数をもつて原案どおり可決された。

**その他** 児童福祉法等の一部を改正する法律案は、国・地方を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、公立保育所における保育の実施に要する費用について、国庫負担の対象外とする措置等を講じようとするものである。委員会においては、公立保育所運営費負担金等を国庫負担等の対象外とした理由、今回の措置が保育サービスに及ぼす影響等について質疑が行われ、討論の後、多数をもつて可決された。

児童手当法の一部を改正する法律案は、急速な少子化の進展等を踏まえ、総合的な次世代育成支援対策を推進するため、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、3歳以上義務教育就学前の児童に係る特例給付の支給期間を小学校第3学年修了前まで延長しようとするものである。なお、衆議院において、施行期日等について修正が行われた。委員会においては、少子化対策における児童手当の位置付け、支給対象年齢の引上げの根拠等について質疑が行われ、討論の後、多数をもつて可決された。

児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案は、児童虐待問題が深刻化している状況にかんがみ、児童虐待の防止等に関する施策を強化するため、児童虐待の定義の明確化、国及び地方公共団体の責務等の強化、児童虐待の通告義務の範囲の拡大、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期するための規定の整備等を行おうとするものである。委員会においては、児童相談所等の職員の確保策、関係機関の連携強化の必要性、立入調査における警察官の関与の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもつて可決された。

上記のほか、社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案、社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案、独立行政法人医薬基盤研究所法案、結核予防法の一部を改正する法律案、薬剤師法の一部を改正する法律案、クリーニング業法の一部を改正する法律案及び公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案がそれぞれ可決された。

## 〔国政調査等〕

3月11日、厚生労働行政の基本施策について坂口厚生労働大臣から所信を、平成16年度厚生労働省関係予算について森厚生労働副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

3月18日、第158回国会閉会後の平成15年12月10日、11日の両日、東京都及び栃木県において実施した社会保障及び労働問題等に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

また、同日、厚生労働行政の基本施策について、医薬品の適応外処方の考え方、年金福祉施設を整理・精算するための独立行政法人を設立する必要性、米国産の牛等由来物を原材料とする医薬品等への対応策、インフルエンザワクチンの供給体制の在り方、公的年金制度が抱える課題への対応策、ワークシェアリングの進捗状況及び課題、派遣労働者の労働条件改善のための取組状況、介護保険制度の在り方、若年者雇用対策の在り方、戦没者遺骨に対するDNA鑑定の実施状況、有期契約労働者の育児休業取得を保障する必要性、支援費制度と介護保険制度の統合を検討する理由、国保組合に対する国庫補助の算定基準の考え方等について質疑を行った。

3月24日、予算委員会から委嘱された平成16年度厚生労働省関係予算の審査を行い、DV被害者の一時保護委託に関する予算の活用状況、国民年金保険料の納付推進のための広報の在り方、公的年金の一元化に向けた取組、べき地医療の現状と対策、医師臨床研修費補助金の内容、非正規雇用者の育児休業取得の実態と今後の対策、要介護者の輸送サービスに係る道路運送法上の許可の取扱い等について質疑を行った。

4月20日、日本歯科医師会・日本歯科医師連盟問題に関する件を議題とし、中医協改革の必要性、中医協をめぐる贈収賄事件についての調査状況、中医協における診療報酬改定過程の透明性確保の必要性、中医協における公益委員の位置付けとその役割、診療報酬体系の在り方と今後の改革の方向性、診療報酬の事後評価の在り方、かかりつけ歯科医初診料の導入とその後の適用緩和が医療費に与えた影響、日本歯科医師会と日本歯科医師連盟の活動の実態と両者の関係等について質疑を行った。

4月27日、日本歯科医師会・日本歯科医師連盟問題に関する件を議題とし、中医協改革の必要性、中医協改革に対する中医協会長の見解、中医協の委員構成の在り方、診療報酬改定が政治判断に委ねられることの是非、診療報酬改定作業の具体的な進め方、診療報酬改定議論の公開の在り方、診療報酬改定後の事後評価の在り方、かかりつけ歯科医初診料の創設経緯と見直し改定の経過等について質疑を行った。

5月11日、公的年金に係る個人情報管理の在り方、広島労働局における公金不適正支出事件の調査状況と再発防止策、選択エージェンシーからの監修料受領の実態、ホームヘルパーの待遇改善と雇用促進の必要性、痴呆性高齢者対策の在り方等について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成16年3月11日（木）（第1回）

- 社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定した。
- 厚生労働行政の基本施策に関する件について坂口厚生労働大臣から所信を聴いた。
- 平成16年度厚生労働省関係予算に関する件について森厚生労働副大臣から説明を聴いた。

### ○平成16年3月18日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
  - 派遣委員から報告を聴いた。
  - 厚生労働行政の基本施策に関する件について坂口厚生労働大臣、森厚生労働副大臣、谷畠厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 〔質疑者〕 武見敬三君（自民）、藤井基之君（自民）、大脇雅子君（民主）、谷博之君（民主）、遠山清彦君（公明）、井上美代君（共産）、福島瑞穂君（社民）、西川きよし君（無）

### ○平成16年3月23日（火）（第3回）

- 児童福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

### ○平成16年3月24日（水）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
  - 平成十六年度一般会計予算（衆議院送付）  
平成十六年度特別会計予算（衆議院送付）  
平成十六年度政府関係機関予算（衆議院送付）  
(厚生労働省所管)について坂口厚生労働大臣、谷畠厚生労働副大臣、実川法務副大臣、森厚生労働副大臣、山下財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 〔質疑者〕 南野知恵子君（自民）、森ゆうこ君（民主）、辻泰弘君（民主）、遠山清彦君（公明）、小池晃君（共産）、福島瑞穂君（社民）、西川きよし君（無）

本委員会における委嘱審査は終了した。

### ○平成16年3月25日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
  - 児童福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣、森厚生労働副大臣、谷畠厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。
- 〔質疑者〕 森ゆうこ君（民主）、井上美代君（共産）、福島瑞穂君（社民）、西川きよし君（無）

- 平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案（閣

法第28号) (衆議院送付) について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年3月30日(火)(第6回)

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案(閣法第28号) (衆議院送付) について坂口厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者] 辻泰弘君(民主)、小池晃君(共産)、福島瑞穂君(社民)、西川きよし君(無)

(閣法第28号) 賛成会派 自民、公明、無  
反対会派 民主、共産、社民

- 児童福祉法等の一部を改正する法律案(閣法第24号) (衆議院送付) について討論の後、可決した。

(閣法第24号) 賛成会派 自民、公明、無  
反対会派 民主、共産、社民

○平成16年4月1日(木)(第7回)

- 児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第11号) (衆議院提出)について提出者衆議院青少年問題に関する特別委員長武山百合子君から趣旨説明を聴いた。

○平成16年4月6日(火)(第8回)

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第11号) (衆議院提出)について提出者衆議院青少年問題に関する特別委員長代理小泉龍司君、同富田茂之君、同石井郁子君、同石毛瑛子君、坂口厚生労働大臣、谷畠厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者] 南野知恵子君(自民)、森ゆうこ君(民主)、遠山清彦君(公明)、西山登紀子君(共産)、西川きよし君(無)

(衆第11号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、無  
反対会派 なし  
欠席会派 社民

- クリーニング業法の一部を改正する法律案(衆第17号) (衆議院提出)  
公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第18号) (衆議院提出)

以上両案について提出者衆議院厚生労働委員長衛藤晟一君から趣旨説明を聴いた。

○平成16年4月8日(木)(第9回)

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- クリーニング業法の一部を改正する法律案(衆第17号) (衆議院提出)

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第18号）  
(衆議院提出)

以上両案について提出者衆議院厚生労働委員長衛藤晟一君、坂口厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

[質疑者] 藤井基之君（自民）、辻泰弘君（民主）、井上美代君（共産）、福島瑞穂君（社民）、西川きよし君（無）

(衆第17号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、無  
反対会派 なし

(衆第18号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、無  
反対会派 なし

○平成16年4月13日（火）（第10回）

- 独立行政法人医薬基盤研究所法案（閣法第95号）について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年4月15日（木）（第11回）

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 参考人の出席を求ることを決定した。
- 独立行政法人医薬基盤研究所法案（閣法第95号）について坂口厚生労働大臣、稲葉文部科学副大臣、政府参考人及び参考人独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長宮島彰君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者] 浜四津敏子君（公明）、朝日俊弘君（民主）、山本孝史君（民主）、小池晃君（共産）、西川きよし君（無）

(閣法第95号) 賛成会派 自民、民主、公明、無  
反対会派 共産  
欠席会派 社民

なお、附帯決議を行った。

○平成16年4月20日（火）（第12回）

- 結核予防法の一部を改正する法律案（閣法第96号）について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。
- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 日本歯科医師会・日本歯科医師連盟問題に関する件について坂口厚生労働大臣、森厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 山本孝史君（民主）、朝日俊弘君（民主）、遠山清彦君（公明）、井上美代君（共産）、西川きよし君（無）

○平成16年4月22日（木）（第13回）

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 結核予防法の一部を改正する法律案（閣法第96号）について坂口厚生労働大臣、谷畠

厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 藤井基之君（自民）、朝日俊弘君（民主）、遠山清彦君（公明）、井上美代君（共産）、西川きよし君（無）

（閣法第96号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、無

反対会派 なし

欠席会派 社民

なお、附帯決議を行った。

- 薬剤師法の一部を改正する法律案（閣法第97号）について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

#### ○平成16年4月27日（火）（第14回）

- 参考人の出席を求める 것을 결정했다.

- 政府参考人の出席を求める 것을 결정했다.

- 日本歯科医師会・日本歯科医師連盟問題に関する件について政府参考人、参考人健康保険組合連合会会长千葉一男君、日本労働組合総連合会事務局長草野忠義君、中央社会保険医療協議会会长星野進保君及び厚生労働事務次官大塚義治君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 伊達忠一君（自民）、山本孝史君（民主）、朝日俊弘君（民主）、遠山清彦君（公明）、井上美代君（共産）、福島瑞穂君（社民）、西川きよし君（無）

#### ○平成16年5月11日（火）（第15回）

- 政府参考人の出席を求める 것을 결정했다.

- 年金関係の個人情報の管理に関する件、広島労働局における公金不適正支出に関する件、選択エージェンシーからの監修料受領に関する件、ホームヘルパーの待遇改善と雇用促進に関する件、痴呆性高齢者対策に関する件等について坂口厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 辻泰弘君（民主）、井上美代君（共産）、西川きよし君（無）

- 薬剤師法の一部を改正する法律案（閣法第97号）について坂口厚生労働大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 田浦直君（自民）、藤井基之君（自民）、森ゆうこ君（民主）、朝日俊弘君（民主）、遠山清彦君（公明）、井上美代君（共産）

#### ○平成16年5月13日（木）（第16回）

- 政府参考人の出席を求める 것을 결정했다.

- 薬剤師法の一部を改正する法律案（閣法第97号）について坂口厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 谷博之君（民主）、井上美代君（共産）、福島瑞穂君（社民）、西川きよし君（無）

(閣法第97号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、無  
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）  
年金積立金管理運用独立行政法人法案（閣法第31号）（衆議院送付）  
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）

以上3案について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴き、国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員長勢甚遠君から説明を聴いた。

#### ○平成16年5月18日（火）（第17回）

- 政府参考人の出席を求めるることを決定した。
- 国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）  
年金積立金管理運用独立行政法人法案（閣法第31号）（衆議院送付）  
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）

以上3案について小泉内閣総理大臣、坂口厚生労働大臣、森厚生労働副大臣、谷畠厚生労働副大臣及び馳文部科学大臣政務官に対し質疑を行った。

##### ・質疑

〔質疑者〕 武見敬三君（自民）、浅尾慶一郎君（民主）

##### ・内閣総理大臣に対する質疑

〔質疑者〕 武見敬三君（自民）、\*藤井基之君（自民）、\*南野知恵子君（自民）、  
櫻井充君（民主）、遠山清彦君（公明）、小池晃君（共産）、福島瑞穂  
君（社民）、西川きよし君（無）  
※関連質疑

#### ○平成16年5月20日（木）（第18回）

- 政府参考人の出席を求めるることを決定した。
- 国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）  
年金積立金管理運用独立行政法人法案（閣法第31号）（衆議院送付）  
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）

以上3案について坂口厚生労働大臣、坂本経済産業副大臣、森厚生労働副大臣、石井財務副大臣、谷畠厚生労働副大臣、鶴保国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

##### ・質疑（午前）

〔質疑者〕 浅尾慶一郎君（民主）、遠山清彦君（公明）、小池晃君（共産）、西川  
きよし君（無）

##### ・質疑（午後）

〔質疑者〕 藤井基之君（自民）、山本孝史君（民主）、大脇雅子君（民主）、小池晃君（共産）、井上美代君（共産）、西川きよし君（無）

○平成16年5月25日（火）（第19回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）  
年金積立金管理運用独立行政法人法案（閣法第31号）（衆議院送付）  
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）

以上3案について坂口厚生労働大臣、森厚生労働副大臣、谷畠厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 有村治子君（自民）、藤井基之君（自民）、森ゆうこ君（民主）、朝日俊弘君（民主）、日笠勝之君（公明）、大門実紀史君（共産）、福島瑞穂君（社民）、西川きよし君（無）

○平成16年5月27日（木）（第20回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）  
年金積立金管理運用独立行政法人法案（閣法第31号）（衆議院送付）  
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）

以上3案について坂口厚生労働大臣、谷畠厚生労働副大臣、森厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 伊達忠一君（自民）、南野知恵子君（自民）、若林秀樹君（民主）、辻泰弘君（民主）、渡辺孝男君（公明）、小池晃君（共産）、福島瑞穂君（社民）、西川きよし君（無）

また、3案審査のため委員派遣を行うことを決定した。

○平成16年6月1日（火）（第21回）

- 国会議員未納付国民年金保険料に係る公表及び特例保険料の納付に関する法律案（参考第17号）について発議者参議院議員西岡武夫君から趣旨説明を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）  
年金積立金管理運用独立行政法人法案（閣法第31号）（衆議院送付）  
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）

以上3案について坂口厚生労働大臣、森厚生労働副大臣、谷畠厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 田浦直君（自民）、中原爽君（自民）、森ゆうこ君（民主）、柳田稔君（民主）、辻泰弘君（民主）、遠山清彦君（公明）、井上美代君（共産）、福島瑞穂君（社民）、西川きよし君（無）

○平成16年6月3日（木）（第22回）

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）  
年金積立金管理運用独立行政法人法案（閣法第31号）（衆議院送付）  
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）

以上3案について小泉内閣総理大臣、坂口厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

・質疑

〔質疑者〕 藤井基之君（自民）、朝日俊弘君（民主）、大脇雅子君（民主）、池田幹幸君（共産）

・内閣総理大臣に対する質疑

〔質疑者〕 南野知恵子君（自民）、山本孝史君（民主）、遠山清彦君（公明）

（閣法第30号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民、無

（閣法第31号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民、無

（閣法第32号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民、無

○平成16年6月10日（木）（第23回）

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 児童手当法の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）  
社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（閣法第93号）（衆議院送付）  
社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（閣法第94号）（衆議院送付）

以上3案について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、阿部外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（閣法第93号）（衆議院送付）

社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（閣法第94号）（衆議院送付）

以上両案をいずれも可決した。

〔質疑者〕 山本孝史君（民主）、遠山清彦君（公明）、井上美代君（共産）、西川

きよし君（無）

（閣法第93号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、無

反対会派 なし

欠席会派 社民

（閣法第94号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、無

反対会派 なし

欠席会派 社民

○平成16年6月14日（月）（第24回）

○政府参考人の出席を求ることを決定した。

○児童手当法の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕大脇雅子君（民主）、遠山清彦君（公明）、井上美代君（共産）、福島瑞穂君（社民）、西川きよし君（無）

（閣法第33号）賛成会派 自民、公明、共産、社民、無

反対会派 民主

○平成16年6月16日（水）（第25回）

○請願第659号外123件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第56号外1824件を審査した。

○社会保障及び労働問題等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

### (3) 議案の要旨・附帯決議

#### ①成立した議案

##### 児童福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第24号）

###### 【要旨】

本法律案は、平成16年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、公立保育所における保育の実施に要する費用等を国庫負担等の対象外とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、児童福祉法を改正し、公立保育所における保育の実施に要する費用について、国庫負担等の対象外とする。
- 二、国民健康保険法、児童扶養手当法、児童手当法及び介護保険法を改正し、これら4法律に基づく地方公共団体の法执行事務経費について、国庫負担等の対象外とする。
- 三、この法律は、平成16年4月1日から施行する。

##### 平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案（閣法第28号）

###### 【要旨】

本法律案は、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成16年度の公的年金等の額の改定について、特例措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、平成16年度における特例措置として、国民年金、厚生年金、児童扶養手当等の額について、国民年金法等の規定にかかわらず、平成13年の年平均の消費者物価指数に対する平成15年の年平均の消費者物価指数の比率を基準として改定することとする。
- 二、この法律は、平成16年4月1日から施行する。

##### 国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）

###### 【要旨】

本法律案は、国民年金及び厚生年金について、社会経済情勢の変化に対応した持続可能な制度を構築するため、基礎年金に対する国庫負担割合の引上げ、保険料水準固定方式の導入その他の措置を講ずるとともに、企業年金について、厚生年金基金制度、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度の改善措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

###### 第一 国民年金及び厚生年金関係

###### 一 給付と負担の見直し

###### 1 基礎年金国庫負担割合の引上げ

- ① 基礎年金の国庫負担割合を本則上2分の1とする。
- ② 附則において、平成16年度から引上げに着手し、平成17年度及び平成18年度に、別に法律で定めるところにより更に適切な水準へ引き上げること、及び平成19年

度を目指し税制の抜本的な改革を行った上で、平成21年度までに引き上げを完了することを規定する。

## 2 財政検証の実施

少なくとも5年ごとに、年金財政の現況及びおおむね100年程度の間(財政均衡期間)にわたる年金財政の検証を行う。

## 3 保険料水準固定方式の導入

- ① 厚生年金の保険料率は、平成16年10月から毎年0.354パーセントずつ引き上げ、平成29年度以降は18.30パーセントとする。
- ② 国民年金の保険料(月額)は、平成17年4月から毎年280円(平成16年度価格)ずつ引き上げ、平成29年度以降は1万6,900円(平成16年度価格)とする。

## 4 給付水準の調整

- ① 社会全体の保険料負担能力の伸びを年金改定率に反映させることで、給付水準を調整(マクロ経済スライド)する。ただし調整は名目額を下限とし、名目額は維持するものとする。
- ② 標準的な厚生年金受給世帯の裁定時の給付水準は、現役世代の平均的収入の50パーセントを上回るものとする。

## 二 その他の改正事項

### 1 在職老齢年金制度の見直し等

- ① 60歳台前半の被用者の在職老齢年金について、一律2割支給停止を廃止する。
- ② 70歳以上の被用者の厚生年金給付については、60歳台後半の被用者と同様、賃金と老齢厚生年金の合計額が現役男子被保険者の平均的収入を上回る場合には、老齢厚生年金の全部又は一部の支給停止を行う。ただし保険料負担は求めないこととする。
- ③ 老齢厚生年金を65歳以降に繰り下げて受給できる仕組みを導入する。

### 2 育児休業期間における保険料免除措置の拡充等

育児休業中の厚生年金保険料の免除措置を、子が3歳に達するまでの間に拡充する等の措置を講じる。

### 3 厚生年金の分割制度の創設

- ① 第3号被保険者期間の厚生年金の分割
  - ア 被扶養配偶者を有する被保険者が負担した保険料については、被扶養配偶者と被保険者が共同して負担したものであることを基本的認識とする。
  - イ 第3号被保険者期間(法施行後の期間)については、離婚した場合等において、その配偶者の保険料納付記録の2分の1を分割できるものとする。
- ② 離婚時の厚生年金の分割
  - 離婚した場合の厚生年金については、配偶者の同意又は裁判所の決定があれば、当事者双方の婚姻期間中の保険料納付記録の合計の2分の1を上限として分割できるものとする。

### 4 遺族年金制度の見直し

① 自らの老齢厚生年金を全額受給した上で、従来の遺族給付との差額を遺族厚生年金として受給する仕組みに改める。

② 子のいない30歳未満の遺族配偶者の遺族厚生年金を5年の有期給付とする。併せて、中高齢寡婦加算の支給対象を、夫死亡時に40歳以上の者とする。

## 5 障害年金制度の改善

障害基礎年金と老齢厚生年金又は遺族厚生年金の併給を可能とする。

## 6 短時間労働者への厚生年金の適用拡大

法施行後5年を目途として、総合的に検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講じられるものとする。

## 7 国民年金保険料免除制度の見直し等

① 国民年金保険料に多段階免除制度（現行の全額免除及び半額免除に、4分の3免除及び4の1免除を追加）を導入する。

② 30歳未満の就業困難者に対する納付猶予制度を創設する。（平成27年6月までの措置）

## 8 年金個人情報の定期的な通知

保険料納付実績や年金額の見込み等の年金個人情報を被保険者に分かりやすい形で定期的に通知するものとする。

## 9 国民年金第3号被保険者の特例届出

過去の第3号被保険者の未届期間について特例的に届出をすることができる」とし、届出に係る期間は保険料納付済期間とする。

## 第二 企業年金関係

### 一 厚生年金基金の免除保険料率の凍結解除等

厚生年金基金の免除保険料率の凍結を解除するとともに、3か年の时限措置として、解散時の特例措置（最低責任準備金の分割納付、納付額の特例等）を講じる。

### 二 確定拠出年金の中途引出し要件を緩和する。

### 三 企業年金における通算措置の充実等

厚生年金基金、確定給付企業年金間で加入者の年金原資の資産移換を可能とする。

この移換が困難な場合は、企業年金連合会（厚生年金基金連合会を改称）から年金として受給できる途を開く。また、厚生年金基金・確定給付企業年金から確定拠出年金への加入者の年金原資の資産移換を可能とする。

## 第三 施行期日

この法律は、平成16年10月1日から施行する。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行する。

### 一 国民年金保険料の引上げ、60歳台前半の被用者の在職老齢年金制度改正、育児休業期間中における保険料免除措置の拡充等、30歳未満の就業困難者に対する納付猶予制度、国民年金第3号被保険者の特例届出、厚生年金基金の免除保険料率の凍結解除等

平成17年4月1日

### 二 確定拠出年金の中途引出し要件の緩和、企業年金における通算措置の充実等

	平成17年10月1日
三 障害年金制度の改善	平成18年4月1日
四 国民年金保険料の多段階免除制度	平成18年7月1日
五 70歳以上の被用者に対する在職老齢年金制度、65歳以降の老齢厚生年金に係る線下げ制度、離婚時の厚生年金の分割、遺族年金制度の見直し	平成19年4月1日

## 六 第3号被保険者期間の厚生年金の分割、年金個人情報の定期的な通知

平成20年4月1日

なお、本法律案は、衆議院において、附則に次のような規定を追加する修正が行われた。

- 一 政府は、社会保障制度に関する国会の審議を踏まえ、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。
- 二 前項の公的年金制度についての見直しを行うに当たっては、公的年金制度の一元化を展望し、体系の在り方について検討を行うものとする。

## 年金積立金管理運用独立行政法人法案（閣法第31号）

### 【要旨】

本法律案は、厚生年金保険及び国民年金の積立金の管理及び運用について、専門性の徹底及び責任体制の明確化を一層図るとともに、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、年金資金運用基金を解散した上で、新たに独立行政法人を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、名称及び目的

- 1 名称は、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）とする。
- 2 管理運用法人は、厚生労働大臣から寄託された年金積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的とする。

#### 二、役員及び職員

- 1 管理運用法人の役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事1人を置くことができるものとする。
- 2 管理運用法人の役員及び職員に対し、その職分に応じた注意義務及び忠実義務、秘密保持義務等を課すとともに、これらに違反した者に対し、制裁を課すこととする。

#### 三、運用委員会

- 1 管理運用法人に、経済又は金融の学識経験者からなる運用委員会を置く。
- 2 中期計画の作成等は、運用委員会の議を経なければならないものとする。
- 3 運用委員会は、年金積立金の運用状況その他の管理運用業務の実施状況を監視する。

#### 四、中期計画

管理運用法人は、年金積立金の管理及び運用の基本的な方針並びに年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項等を定める中期計画を作成するものとする。

#### 五、財務及び会計

- 1 管理運用法人は、経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならないものとする。
- 2 管理運用法人の利益及び損失の処理について所要の規定を設ける。

#### 六、業務の概況の公表

管理運用法人は、年金積立金の資産の額等の事項を記載した業務概況書を作成し、これを公表しなければならないものとする。

#### 七、施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、平成18年4月1日から施行する。
- 2 年金資金運用基金は、管理運用法人の成立の時において解散し、その一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き、管理運用法人及び独立行政法人福祉医療機構が承継する。

### 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第32号）

#### 【要旨】

本法律案は、急速な高齢化の進展等に対応し、高年齢者の安定した雇用の確保を図るために、事業主に定年の引上げ、継続雇用制度の導入等を義務付けることとするほか、高年齢者等の再就職の促進に関し所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 高年齢者雇用確保措置

- 1 定年（65歳未満のものに限る。）の定めをしている事業主は、当該定年の引上げ、継続雇用制度の導入又は当該定年の廃止のいずれかの措置を講じなければならない。この場合、事業主が、労使協定により継続雇用制度の対象労働者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入したときは、継続雇用制度を導入したものとみなす。

なお、施行後3年を経過する以後の日で政令で定める日までの間、事業主は、協定締結のための協議が調わないときは、就業規則等で対象労働者に係る基準を定めることにより、継続雇用制度を導入することができる。

- 2 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の措置に係る年齢については、平成25年4月1日までに段階的に65歳へ引き上げるものとする。

#### 二 高年齢者等の再就職の促進措置等

- 1 求職活動支援書の作成

事業主は、離職を余儀なくされる高年齢者等が希望するときは、当該高年齢者等の職務の経歴、職業能力等を明らかにする書面を作成し、交付しなければならない。

## 2 募集及び採用についての理由の提示

事業主は、労働者の募集及び採用をする場合において、やむを得ない理由により一定の年齢（65歳以下のものに限る。）を下回ることを条件とするときは、求職者に対し、その理由を示さなければならない。

## 3 シルバー人材センター等の業務の特例

シルバー人材センター等は、厚生労働大臣に届け出て、その構成員である高年齢退職者のみを対象として、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に関する就業に係る一般労働者派遣事業を行うことができる。

### 三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、一については平成18年4月1日から施行する。

## 児童手当法の一部を改正する法律案（閣法第33号）

### 【要旨】

本法律案は、急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な次世代育成支援対策を推進するため、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、3歳以上義務教育就学前の児童に係る特例給付の支給期間を小学校第3学年修了前まで延長しようとするものである。

なお、衆議院において、施行期日を平成16年4月1日から公布の日に改めるとともに、改正後の児童手当法を平成16年4月1日から適用するため所要の規定の整備を行う旨の修正がなされた。

## 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（閣法第93号）

### 【要旨】

本法律案は、日米両国の年金制度及び医療保険制度の適用を調整して二重加入の解消を図ること並びに両国の年金制度への加入期間を通算することを目的とした「社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」（以下「協定」という。）を実施するため、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法の特例等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 一、被保険者の資格に関する特例

アメリカ合衆国（以下「合衆国」という。）から我が国に一時的に派遣された者等であって、協定の規定により合衆国の費用負担法令の適用を受ける者は、公的医療保険各法及び公的年金各法の規定にかかわらず、被保険者等としないものとする。

### 二、公的年金の被保険者等の期間に関する特例

1 合衆国保険期間を有する者が、我が国の公的年金の受給資格要件に必要な期間を満

たさない場合、合衆国保険期間を被保険者期間等として算入する。

- 2 合衆国保険料納付期間中に、障害認定に係る傷病の初診日がある者について、公的年金各法に定める障害年金の支給に関する規定を適用する場合、当該初診日は年金給付を行う制度の被保険者等であったものとみなす。
- 3 合衆国保険料納付期間中に、死亡した者について、公的年金各法が定める遺族年金の支給に関する規定を適用する場合、当該死亡日は年金給付を行う制度の被保険者等であったものとみなす。

### 三、公的年金の給付額の計算に関する特例

- 1 二の2及び3の特例により支給する年金の額は、公的年金各法の定めにより計算した額に一定の率を乗じて得た額とする。
- 2 この法律により支給する公的年金各法による年金給付の額が、他の国との社会保障協定を実施するための法律（以下「他の特例法」という。）の規定による年金給付の額よりも低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定による年金給付の額に相当する額とする。

### 四、その他

- 1 合衆国年金の申請等を行おうとする者は、当該合衆国年金の申請に係る文書を社会保険庁長官等に提出することができる。
- 2 社会保険庁長官等は、厚生年金保険法の被保険者等に関する情報を、協定の規定の実施に必要な限度において、合衆国の実施機関等に提供することができる。

### 五、施行期日

この法律は、一部を除き、協定の効力発生の日から施行する。

## 社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（閣法第94号）

### 【要旨】

本法律案は、日韓両国の年金制度の適用を調整して二重加入の解消を図ることを目的とした「社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定」（以下「協定」という。）を実施するため、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法の特例等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 一、被保険者の資格に関する特例

大韓民国（以下「韓国」という。）から我が国に一時的に派遣された者等であって、協定の規定により韓国の年金法令の適用を受ける者は、公的年金各法の規定にかかわらず、被保険者等としないものとする。

### 二、情報提供

社会保険庁長官等は、厚生年金保険法の被保険者等に関する情報を、協定の規定の実施に必要な限度において、韓国の実施機関等に提供することができる。

### 三、施行期日

この法律は、一部を除き、協定の効力発生の日から施行する。

## 独立行政法人医薬基盤研究所法案（閣法第95号）（先議）

### 【要旨】

本法律案は、医薬品等の開発に係る基盤の整備を図るとともに、規制と振興の分離の観点から、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の研究開発振興業務を移管するため、独立行政法人医薬基盤研究所を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 一、名称及び目的

- 1 名称は、独立行政法人医薬基盤研究所（以下「研究所」という。）とする。
- 2 研究所は、医薬品等の開発に資する共通的な研究、民間等において行われる研究開発の振興等の業務を行うことにより、医薬品技術等の向上のための基盤整備を図り、もって国民保健の向上に資することを目的とする。

### 二、資本金

研究所の資本金は、全額政府出資とし、その額は、研究所が国及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構から承継する資産等の額とする。

### 三、役員

研究所の役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事1人を置くことができるものとする。

### 四、主な業務

研究所は、一の2の目的を達成するため、主に次の業務を行う。

- 1 医薬品等の開発に資することとなる共通的な研究を行い、その成果を普及すること。
- 2 試験研究等を他に委託して行い、その成果を普及すること。
- 3 希少疾病用医薬品及び希少疾病用医療用具に関する試験研究のための助成金を交付すること。

### 五、財務及び会計

- 1 研究所は、経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならないものとする。
- 2 研究所の利益及び損失の処理について所要の規定を設ける。

### 六、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

### 【附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 1 ヒトゲノム研究、遺伝子治療、テーラーメイド医療等最先端の研究開発については、国際的にも遜色のない研究水準を確保するため、一元的な国家プロジェクトとして重点的に進める体制を早急に整備すること。

- 二、医薬基盤研究所の役員の選任に当たっては、製薬企業等との不適切な関係を疑われるのことのないよう、当該分野に関し識見を有する適切な人材を幅広く起用する等十分配慮すること。
- 三、医薬基盤研究所の中期目標を定めるに当たっては、医薬品・医療用具等に関する産業政策と厚生労働科学に関する科学技術政策との整合性に配慮し、関係部署との連携を図りながら、長期的な広い視野に立って設定するとともに、事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。
- 四、医薬基盤研究所の業務内容や運営方法について、研究者、消費者及び産業界の代表並びに法学や倫理学の専門家等を含む学識経験者から意見を聴取する方途を講ずること。
- 五、民間事業者へ委託する研究開発については、成功確率の向上と期間の短縮を図ることができるように実用化研究に重点化し、これを医薬基盤研究所の中期目標に明記するとともに、企業規模にかかわらず公正に機会が提供されるよう十分配慮すること。
- 六、患者数が少なく、研究開発投資の回収が困難である希少疾病用医薬品等の研究開発支援の充実強化を図ること。
- 七、ヒトや動物の細胞・遺伝子、ヒト組織、薬用植物等の生物資源の収集・管理体制を国際的視点に立って計画的に整備すること。その際、ヒト遺伝子に係る個人情報を保護するため、指針を策定する等その取扱いに万全を期すること。
- 八、人体に由来する研究資源に関する調査研究を推進し、社会の認知の下に利用できる体制と社会基盤の整備に資するため、ゲノム研究等に関する医師、医療関係者を始めとする専門家と国民への普及啓発に努めること。

右決議する。

### 結核予防法の一部を改正する法律案（閣法第96号）（先議）

#### 【要旨】

本法律案は、近年の結核罹患率の動向、結核医療に関する知見の蓄積、結核患者の発生に係る地域格差の拡大等結核を取り巻く環境の変化に対応し、結核の予防のための総合的な対策の推進を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、国及び地方公共団体等の責務

国及び地方公共団体は、結核に関する正しい知識の普及等を図ること等を明らかにするとともに、国民及び医師等関係者の責務を明らかにする。

#### 二、国及び都道府県の結核対策に係る基本指針・計画の策定

- 1 厚生労働大臣は、結核の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県は、基本指針に則して、結核予防のための施策の実施に関する計画を定めなければならない。

#### 三、健康診断の見直し

- 1 毎年実施する定期健康診断の対象者を高齢者等に重点化する。

2 定期外の健康診断について、都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し健康診断を受けるべきことを勧告し、従わないときは、職員に健康診断を行わせることができる。

#### 四、ツベルクリン反応検査の廃止

予防接種の前に行われるツベルクリン反応検査を廃止する。

#### 五、直接服薬確認療法（D O T S）の推進

1 保健所長は、結核の予防又は医療上必要があると認めるときは、保健師等に結核登録票に登録されている者の家庭を訪問させ、処方された薬剤を確実に服用することその他必要な指導を行わせるものとする。

2 医師は、結核患者を診察したときは、処方した薬剤を確実に服用することその他伝染防止に必要な事項を指示しなければならない。

#### 六、結核診査協議会の見直し

結核診査協議会の名称、委員等について所要の見直しを行う。

#### 七、施行期日

この法律は、平成17年4月1日から施行する。

#### 【附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

一、結核に関する海外の事例の収集、分析等を行い、最新の知見に基づく結核対策の実施に努めること。また、アジア、アフリカなどにおいて結核がまん延している状況にかんがみ、WHOを中心とする国際機関等と連携し、結核に関する国際協力・支援の一層の推進を図ること。

二、結核患者の高齢化や糖尿病等の合併症を伴う患者の増大、多剤耐性結核の増加等により、患者に対して必要とされる医療の多様化・複雑化が進んでいるにもかかわらず、結核専門家や結核病床が減少している現状にかんがみ、呼吸器系の疾病全体に対する総合的な治療が行える体制を早急に整備すること。

三、退院後の治療継続を確実に行うため、必要に応じ、入院中より保健所との連携体制を確立し、退院後も医療機関、保健所等が連携・協力して治療を継続できる体制を構築すること。

四、保健所については、地域における結核対策の中核機関として、国、地方公共団体の関係機関と緊密な連携を図りつつ、届出に基づく結核の発生動向の把握、患者への支援、住民に対する必要な情報の提供等、その役割が十分果たせるよう体制の強化を図ること。

なお、近年、企業の健康診断の対象外とされがちな非正規労働者等が増加している状況にかんがみ、これらの者への結核に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、健康診断の実施等が図られるような方策を検討すること。

五、結核の患者及び感染者に対し、その人権に配慮した良質かつ適切な医療が提供されるよう、医師、薬剤師、看護師、保健師等に対する教育・研修の充実に努めること。

六、結核の集団感染が、学校のみならず学習塾等で発生するなど小集団化、多様化してい

ることから、教職員を始めとする関係者、保護者及び児童に対し、結核に関する正しい知識の普及に努めるとともに、関係者の健康診断の実施の徹底が図られるよう指導を行うこと。

右決議する。

### 薬剤師法の一部を改正する法律案（閣法第97号）（先議）

#### 【要旨】

本法律案は、医療の高度化、医薬分業の進展等、薬剤師を取り巻く環境が変化している中で、医療の担い手としての役割を果たすことがより一層求められている薬剤師の資質の向上を図るため、薬剤師国家試験の受験資格の見直しを行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、薬剤師国家試験の受験資格を修業年限6年の薬学の課程を修めて卒業した者に与える。
- 二、大学の薬学教育においては、研究者の養成などを目的とした修業年限4年の課程も存置されることから、経過的取扱いとして、本課程に続きその修士課程を修了した者等が一定の要件を満たす場合には、薬剤師国家試験を受けることができることするほか、所要の経過措置を設けることとする。
- 三、この法律は、平成18年4月1日から施行する。

#### 【附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 一、医療の担い手にふさわしい質の高い薬剤師を養成するという今回の法改正の趣旨にかんがみ、薬学教育における実務実習の充実を図るため、病院、薬局等における受入体制を確保するとともに、実務実習の指導に当たる薬剤師を早急に養成すること。
- 二、薬剤師国家試験受験資格の経過措置については、受験者が混乱しないよう、その周知徹底に努めること。
- 三、新制度移行前の薬学教育を履修して薬剤師となった者についても、近年の医療技術の高度化、医薬品の適正使用の推進等の社会的要請にこたえるため、卒後教育の一環として実務研修の充実・改善を図ること。
- 四、医療の担い手としての薬剤師の資質の向上を図るための取組と併せて、患者からの信頼が得られるよう、薬剤師免許の取消し等の行政処分を厳正かつ公正に行うための仕組みについて検討を行うこと。
- 五、地域における医薬品の適正使用を進めるため、面としての医薬分業の推進及び「かかりつけ薬局」の普及を図るとともに、利用者の積極的な活用が図られるよう、情報の提供、啓発等に努めること。
- 六、医療機関等における医薬品に関連した医療事故を防止するため、薬剤師による薬歴管理を通じた服薬指導の充実及び注射薬など病棟における薬剤管理の促進を図る等、医療機関における薬剤師の役割の明確化及びそのための環境整備を進めるとともに、製品情報のコード表示化、データベース化、医療機関等における情報通信技術の活用等の事故

防止策の普及を進めること。

右決議する。

## 児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第11号）

### 【要旨】

本法律案は、児童虐待問題が深刻化している状況にかんがみ、児童虐待の防止等に関する施策を強化するため、所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、児童虐待の定義の明確化

保護者以外の同居人による身体的虐待、性的虐待又は精神的虐待の保護者による放置、児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力についても児童虐待に含まれることを明確にする。

#### 二、国及び地方公共団体の責務等の強化

1 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援等を行うため、必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に寄与するよう、児童相談所の職員等の関係者に研修等必要な措置を講ずるとともに、児童虐待を受けた児童のケア並びに保護者の指導及び支援のあり方その他児童虐待の防止等のために必要な事項について、調査研究及び検証を行うものとする。

#### 三、児童虐待に係る通告義務の範囲の拡大

児童虐待を受けたと思われる児童を通告義務の対象とし、現行法よりもその範囲を拡大する。

#### 四、警察署長に対する援助要請等

児童相談所長又は都道府県知事は、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、警察署長に対し援助を求めなければならない。

#### 五、面会・通信制限規定の整備

保護者の同意に基づく施設入所等の措置が行われている場合についても、児童との面会又は通信を制限できるよう規定を整備する。

#### 六、児童虐待を受けた児童等に対する支援

1 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ充分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の自立の支援のための施策を講じなければならない。

#### 七、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成16年10月1日から施行する。

## 八、検討規定

児童虐待の防止等に関する制度に関しては、この法律の施行後3年以内に、児童の住所又は居所における児童の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、親権の喪失等の制度のあり方その他必要な事項について、この法律による改正後の児童虐待の防止等に関する法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

### クリーニング業法の一部を改正する法律案（衆第17号）

#### 【要旨】

本法律案は、クリーニング業において新しい営業形態の出現やクリーニング業を営む者に対する利用者の苦情が増えている状況等を踏まえ、利用者の利益の擁護を図り、クリーニング業における適正な衛生水準を確保するため、必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、目的に関する事項

目的に、利用者の利益の擁護を図ることを加える。

#### 二、営業者の衛生措置

営業者は、業務用の車両について必要な衛生措置を講じなければならないものとする。

#### 三、利用者に対する説明義務等

営業者は、利用者に対し、洗濯物の処理方法等を説明するよう努めなければならないものとともに、苦情の申出先を明示しなければならないものとする。

#### 四、営業者の届出

クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをする取次業を営もうとする者は、営業方法等を都道府県知事に届け出なければならないものとする。

#### 五、施行期日

この法律は、一部の事項を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

#### (衆第18号)

#### 【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

#### 一、目的に関する事項

公衆浴場が住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っていることを明確にするとともに、目的に住民の福祉の向上を加える。

#### 二、活用についての配慮等

国及び地方公共団体は、住民の健康の増進等の住民の福祉の向上のため、公衆浴場の活用について適切な配慮をするよう努めなければならないものとともに、公衆浴

場の経営者は、公衆浴場の活用に係る国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならないものとする。

### 三、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

### ②審査未了となった議案

#### 国会議員未納付国民年金保険料に係る公表及び特例保険料の納付に関する法律案 (参第17号)

##### 【要旨】

本法律案は、国会議員としての在職期間に係る国民年金の保険料を納付していなかった国会議員があることが、国会及び年金制度に対する国民の著しい不信を招いたことにかんがみ、国会議員が自らを律するため国会議員未納付国民年金保険料に係る公表及び特例保険料の納付を行うこと等について定めようとするものである。